

令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業
業務委託契約書(案)

茨城県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）は、令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（業務内容）

第1条 甲は、令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業を別添「令和6年度茨城県U I Jターン・地元定着支援強化事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり乙に委託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（委託費）

第4条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は、金 _____ 円（うち消費税及び地方消費税額 _____ 円）を超えない額とする。

2 乙は、委託費を仕様書に記載された経費で使用しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託業務の内容の変更）

第5条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託業務の内容を変更しようとするときは、直ちに甲に届け出て甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（実施状況の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、随時実地調査を

し、又は乙に対し報告若しくは資料の提出を求め、必要な指示を行うことができる。

(帳簿等)

- 第7条 乙は、委託業務に要した経費について、帳簿を備え、収入額及び支出額を記載し、その内容を証する証拠書類とともに、その出納を常に明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を日々作成しておかなければならない。
- 3 乙は、前2項の帳簿類を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(業務完了報告)

- 第8条 乙は、業務を完了したときは、業務完了報告書を委託業務終了の日から起算して30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。
- 2 この場合において、第10条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(検査及び委託費の確定)

- 第9条 甲は、前条の規定により業務完了報告書の提出があったときは、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。
- 2 甲は前項の検査の結果合格と認めた場合は、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(委託費の支払い)

- 第10条 委託費は、委託業務が終了し、委託費の額が確定した後に支払うものとする。
- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託費の90%以内の額を概算払することができるものとする。
- 3 乙は前項の規定により概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式）を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(過払金の返還)

- 第11条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条に規定する委託費の確定額を超えるととき、又は、委託費により発生した収入があるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 委託業務を実施する上で必要な資格等が取り消され、又は抹消されたとき。
- (4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、既に支払った委託費の一部又は全額の返還を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の請求により委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに甲が指定する方法により甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は信用保証協会若しくは中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁償の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

3 乙は、委託業務において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

(再委託)

第15条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(秘密の保持)

第 16 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

(協議)

第 18 条 この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通を保持する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県知事 大井川 和彦

乙

《別 記》

個人情報取扱注意事項

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第3 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。

第4 乙は、この契約により取り扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。

2 管理責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握し、必要な指導を行う。

第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 乙は、使用者に対して、第2に定める事項について徹底して指導しなければならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲が書面により承諾したときは、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにより再委託をする場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、乙の責任において対処するものとする。

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

第10 甲は、必要と認めるときは、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査を行い、又は乙に対して報告を求めることができる。

第11 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

第12 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。